

総則規定 1 - 8	避難階段及び特別避難階段の構造
屋外避難階段の構造	
関連条項：令第 123 条第 2 項	

【内容】

- ・ 令第 123 条第 2 項に規定する屋外避難階段は、階段の周長の 1 / 2 以上が外気に有効に開放されているものをいう。なお、「外気に有効に開放されている部分」の取扱いは以下のとおりとする。
 - ① 開放されている部分が、手すりの上方で天井高の 1/2 以上かつ 1.1m 以上であることのほか、本取扱い集 2 - 3 の「外気に有効に開放されている部分」の取扱いに準ずる。
 - ② 階段の外周又は中間部分に柱、間仕切壁が設置されている場合については、それらが当該階段のみをささえる柱等小規模なものであれば「外気に有効に開放されている部分」の長さの算定にあたっては無視する。
 - ③ 直接外気に開放されている廊下に面する部分は「外気に有効に開放されている部分」とみなす。
 - ④ 階段の部分が、その面する隣地境界線（公園、水面等に接するものを除く。以下同じ。）から 50cm 以上、かつ、同一敷地内の他の建築物又は当該建築物の部分（ドライエリアの擁壁等を含む。）から 1 m 以上の距離の確保が必要である。

【参考】

- ・府 Q&A 集 2-36「屋外避難階段の構造（2）」 p 31